

岐阜県公報

第 五 百 六 十 一 号
令 和 七 年 二 月 四 日
(火曜日)

目 次

告 示

- 知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正 (法務・情報公開課) 四一^{ページ}
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (森林保全課) 四一
- 道路の区域変更 (道路維持課) 四二
- 道路の供用開始 (同) 四三
- 建築基準法に基づく道路の位置指定 (建築指導課) 四三
- 岐阜県議会の保有する個人情報保護に関する条例の施行に関する規程の一部改正 (議会総務課) 四四
- 岐阜県教育委員会告示
岐阜県人事委員会告示 (法務・情報公開課) 四四
- 知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱の一部改正 (法務・情報公開課) 四四
- 土地改良区の定款の変更認可 (下呂農林事務所) 四五

告 示

岐阜県告示第四十六号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示（平成七年岐阜県告示第二百十六号）の一部を次のように改正し、令和七年度に実施する試験から適用する。

令和七年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

別表一注第三号中、「瀧瀬泊海の遊泊海域」を削る。
別表三に次のように加える。

瀧瀬泊海	回上	回上	回上	回上
------	----	----	----	----

別表三注第二号中、「瀧瀬泊海の遊泊海域」を削る。

岐阜県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
令和七年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
関市上之保字押之平四七九〇、四七九二、四八〇〇、四八〇三、四八〇四の二
- 二 指定の目的

土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字押之平四七九〇・四七九二・四八〇〇・四八〇三・四八〇四の二（以上五筆
について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
森林保全課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年二月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及
び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考	
県道		垂井坂線		大垣市青野町字三反田一〇八九番一地从先から同市同町字丸山一一〇一番二地先まで		後		三・六〇 三・三八		二〇・七			

岐阜県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年二月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及
び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考	
県道		下肥石田線		土岐市下石町字坪之内四五八番三地从先から同市岐津町字土岐口一〇番一三地向畑五九〇番一三地从先から同市岐津町字土岐口一〇番一四〇地先まで		後		三・六〇 三・三八		二〇・七			

岐阜県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年二月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域決定又は変更の日）
県道	明豊 智田線	恵那市明智町字大小屋九八九番二〇地先から 同市同町字同番二八七地先まで	九八九	一三〇・〇	令和 七・二 四	平成 二五・一・七

岐阜県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年二月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域決定又は変更の日）

県道	白 恵 川 那 線	加茂郡白川町大字切井字中之瀬一番二地先から 同郡同町大字赤河字大芹五九番一地先まで	一三〇・〇	令和 七・二 四	平成 二五・一・七
----	-----------------	--	-------	----------------	--------------

岐阜県告示第五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和七年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位	置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日指定
揖斐郡池田町八幡字七反田三五五番四	六〇〇	四五・四八	岐西建築指令 一二二一 号の四	令和 六・二・三六	

中濃建築事務所長

位	置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日指定
加茂郡富加町滝田字東山浦一四三二番七	六〇〇	八・五	岐中建築指令 七号の二〇	令和 六・一〇・二	
関市小瀬字棚橋一六九九番九、一七〇四番一一及び同字庄南二二四七番二	六〇〇	四三・五	岐中建築指令 七号の一九	同 二〇・二六	
可児郡御嵩町中字茶園原七〇八番七	六〇〇	三三・六	岐中建築指令 七号の二二	同 二〇・三	
加茂郡富加町羽生字天池一三九八番一一	六〇〇	四七・四	岐中建築指令 七号の二一	同 二・二三	

東濃建築事務所長

位	置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 月 日 定
中津川市茄子川字絹屋八六七番一〇七二		六〇四	六・五	岐卓県指令 東建築第九 二六	令和 二〇・八
中津川市駒場字西山一六六番一〇七二		七〇〇	三・五	岐卓県指令 東建築第九 二七	同 二・一五
中津川市駒場字町裏四八八番二九及び四九一番一四		六〇〇 六〇五	四・六	岐卓県指令 東建築第九 二八	同 二・一九
恵那市長島町永田字大洞三九〇番一及び三九一番二の一部		六〇〇	四・六	岐卓県指令 東建築第九 二九	同 二・二〇

飛驒建築事務所長

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

位	置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 月 日 定
飛驒市古川町上町字高尾六五三番四		六〇〇	五・二	岐卓県指令 飛建築第一 一五	令和 六・二・一九

岐阜県議会告示

岐阜県議会告示第一号

岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程（令和五年岐阜県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月四日

岐阜県議会議長 水野正敏

岐阜県告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程（令和五年岐阜県教育委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月四日

岐阜県教育委員長 水野正敏

岐阜県告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程（令和五年岐阜県教育委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月四日

岐阜県教育委員長 水野正敏

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱		平成七年岐阜県教育 岐阜県人事	
岐阜県 委員会告示第一号		の一部を次のように改正する。	
令和七年二月四日			
岐阜県知事 古 田 肇			
岐阜県教育委員会 教育長 堀 貴 雄			
岐阜県人事委員会 委員長 栗 山 知			
第二条第三号中「採用試験」の下に「(選考)」を加える。			
第七条第二号中「健康保険の被保険者証」を削る。			
附 則			
この要綱は、令和七年四月一日から適用する。			
公 示			
○土地改良区の定款の変更認可			
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。			
令和七年二月四日			
岐阜県知事 古 田 肇			
土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日		

令和七年二月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社